

# 起業を目指す女性の伴走支援補助金

起業を目指す女性同士が**つながる機会を提供**し、横の繋がりの形成を促すとともに、**県内における女性起業者の認知度向上**に取り組む活動を支援します！！

補助

<b>補助事業</b>	起業を目指す女性同士（育児・介護休業中の方を含む）が交流できる機会を提供し、起業に関する悩みを共有・相談したり、身近なロールモデルを見出したりするためのネットワークづくり及び県内における女性起業者の知名度向上に資する事業。
<b>事業実施主体</b>	次の要件を全て満たす、本補助金交付要綱第2条の交付目的に沿う活動を行う団体等とする。 なお、法人格の有無は問わず、また、複数の団体等と協働する者を含む。 （1）継続的に活動する団体等であり、団体及び事業の責任者が明確であること。 （2）ネットワークを運営する体制が整っており、運営の拠点となる事務局、事務所等が県内に所在すること。 （3）事業実施にあたり、県との連絡調整を円滑に行うことができる体制を有すること。 （4）暴力団でないこと、暴力団又は暴力団員の統制下にないこと。
<b>補助対象経費</b>	事業実施に必要な報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、広告宣伝費、使用料及び賃借料、動画購入費等  <活動例> ・起業に関するセミナーや勉強会を開催し、動画等により当日の様子を発信 ・女性起業者が登壇するパネルディスカッションや女性起業者同士の交流会等を開催し、ラジオやYouTube等で生配信 など
<b>補助率</b>	2 / 3（補助限度額300千円）

※詳細は、本補助金交付要綱（とりネット掲載）にてご確認ください。>>>  
(<https://www.pref.tottori.lg.jp/328759.htm>)



## ■ 申込期限

**令和9年2月15日（月）**

※予算に限りがありますので、原則申込先着順に交付決定します。

※事業計画書等の必要書類を問合先まで郵送、持参又は電子メールでご提出ください。

## ■ 補助事業の流れ

**①事業計画書提出（交付申請） → ②交付決定（県） ③ → 事業開始**

※補助事業終了後、実績報告書を県に提出していただき、その後に県が補助金をお支払いします。

## ■ 問合先

鳥取県男女協働未来創造本部 未来創造課

〒682-0816 倉吉市駄経寺町212-5エースパック未来中心内

（電話）0858-23-3976（メール）[mirai-souzou@pref.tottori.lg.jp](mailto:mirai-souzou@pref.tottori.lg.jp)